

===== P S マガジン (製品安全情報メールマガジン) =====

製品安全についての情報をお届けします。(第2・4火曜日発行)

N I T E (ナイト)[独立行政法人製品評価技術基盤機構]

製品安全センター



9月16日は敬老の日。ご高齢の方とふれあう機会も増えるかと思えます。そこで今回は、高齢者事故を防ぐために事故が発生しやすい状況を3例紹介し、ご本人とご家族や介助される方々に事故を防ぐための注意点をお伝えします。

項目一覧

1. 高齢者の事故
2. 製品事故収集情報 (8月11日~8月24日 受付79件)
3. リコール情報 3件
4. その他の製品安全情報
 - ・「電気用品安全法セミナー」のご案内
 - ・製品安全4法の一部改正についてのお知らせ
 - ・「NITE SAFE-Lite」のご案内
 - ・消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について
 - ・Instagram アカウントのご案内

1. 高齢者の事故が発生しやすい状況3選 (溝・隙間・点火)

【溝・・・電動車いす (シニアカー) の脱輪事故】

・側溝のある道路の事故

走行中、側溝に転落し、病院に搬送後、入院中に死亡しました。

→単独での外出、運転中に操作を誤り側溝に脱輪した事故と考えられます。

・踏切横断中の事故

走行中、踏切内で列車にはねられ死亡しました。

→遮断かんの下がった踏切へ侵入した際に、前輪 2 輪がコンクリート舗装部から砂利部へ脱輪し、電車と接触したものと考えられます。

【電動車いすで気を付けるポイント】

○利用する道路環境をご家族等と一緒にあらかじめ確認する。(ご本人・ご家族等)

初めて道路に出るときはご家族や介助者等と一緒に、走行練習や交通ルール、安全な通行順路を確認してください。また、事前に道路環境を確認し、次のような危険な道路、危険箇所には近づかず、避けるようにしましょう。やむを得ず走行する必要がある場合は、脱輪防止のため踏切や道の端を走行しないようにしましょう。

- ・転落のおそれのある、ガードレールのない崖や蓋のない側溝
- ・踏切
- ・横断に時間のかかる広い道路や信号のない交差点
- ・転倒や衝突のおそれのある、急な坂道



側溝に脱輪



踏切内の砂利部に脱輪

○乗車前点検、定期点検を行う。(ご本人・ご家族等)

電動車いすを使用する際には、途中でバッテリーが切れてしまい止まってしまうおそれがあるため**バッテリー残量を必ず確認**してください。また、定期的に取り扱店などで専門の点検を受けることも大切です。充電時期の目安や点検項目の詳細、点検時期については、製品に付属の取扱説明書やメーカーのホームページをご確認ください。

【注目！新作動画】

○電動車いす「11.側溝で脱輪」

電動車いすで歩道を走行中に側溝に脱輪した再現映像

<https://youtu.be/BLbF-RErnKc>

【隙間…介護ベッド、ポータブルトイレの隙間への挟み込みの事故】

・介護ベッドの事故

介護ベッドの手すりとマットレスにけい部が挟まれ、病院に搬送後、死亡しました。

→介護ベッドに戻ろうとした際に、手すりの隙間に挟まったものと考えられます。

・ポータブルトイレの事故

ポータブルトイレを使用しようとしたところ転倒し、背もたれと肘掛けとの間の隙間に腕が挟まり、骨折しました。

→介護ベッドからポータブルトイレに移動する際に、転倒して挟まったものと考えられます。

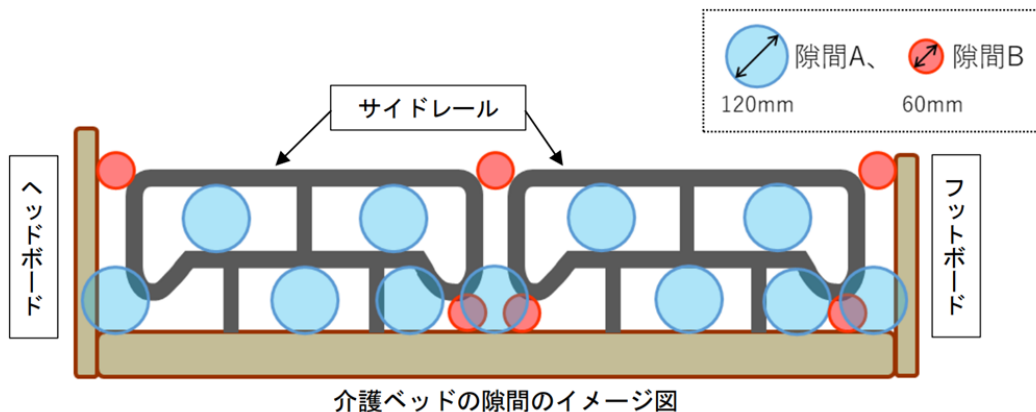
【介護ベッド・ポータブルトイレ等の挟み込みで気を付けるポイント】

○使用している製品がリコール対象か、古い安全基準の製品ではないか確認する。

(ご家族等)

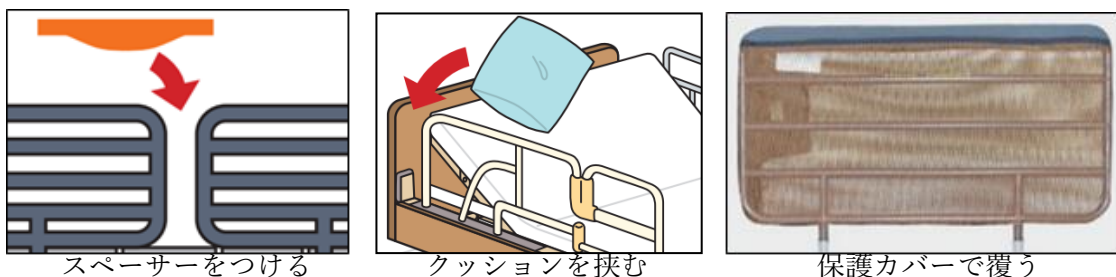
ポータブルトイレや介護ベッド用フレームでは、肘掛けやフレームの隙間が適切ではなかったことでリコールしている製品があります。リコール対象製品かどうかは [NITE SAFE-Lite](#) で検索することができます。

また、隙間に挟み込む事故を防ぐため、ポータブルトイレでは2011年に「JIS T 9261 福祉用具ポータブルトイレ」、介護ベッドは2009年に「JIS T 9254 在宅用電動介護用ベッド」が改正・公示されていますが、JIS 制定・改正以前に製造された製品は最新の安全基準をみたくしていない可能性があります。そのような製品に対しては、隙間への挟み込み防止措置を施すようにしてください。介護ベッドは、目安として下図のAの隙間が直径120mm、Bの隙間が直径60mmより広がっている場合は、注意が必要です。



○フレームや肘掛け・手すり等に危ない隙間がないか確認する。(ご家族等)

安全基準を満たしている場合でも、意図せず体制を崩してしまうなどして、隙間に挟まってしまうおそれがあります。使用者の身体能力や体格に応じて、あらかじめクッションや保護カバー、スペーサーで隙間をなくしておくことで、より安全に使用できます。



隙間をふさぐ例

【点火・・・ガスこんろ、ライターに着衣着火の事故】

・ガスこんろの事故

ガスこんろを使用中、衣服に着火し、火傷を負いました。

→ガスこんろ左側に置かれていた調理器具を右手で左奥へ移動させた際に右上腕部が左こんろに接近し、左こんろのバーナーの炎が着衣に着火したものと考えられます。

なお、取扱説明書には、「使用中は衣服を炎やバーナーに近づけない。衣服に着火するおそれがある。」旨、記載していました。

・ライターの事故

使い切り型のライターを使用後、衣服のポケットに入れていたところ、衣服が燃えて火傷を負い、病院で死亡しました。

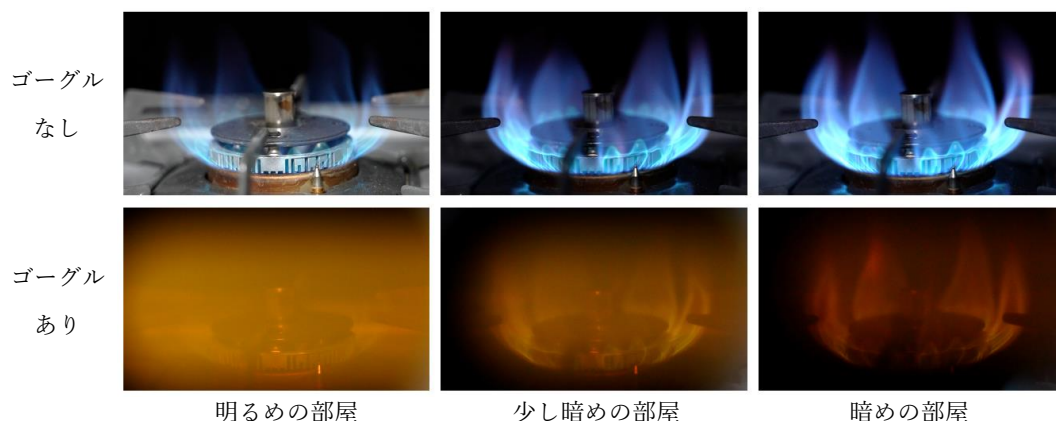
→異物の付着によって点火ボタンの滑りが悪くなり、消火位置まで戻らなかったため、残火が生じて着衣に燃え移ったものと考えられます。

【ガスこんろ・ライターで気を付けるポイント】

○ガス火の青色が見えづらくなっているため、近づきすぎないように環境を整える。

(ご本人・ご家族等)

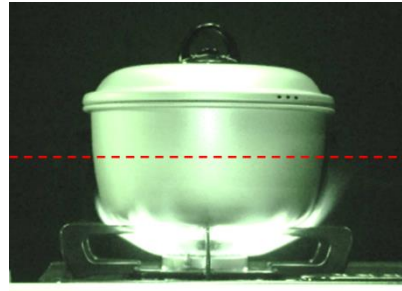
高齢者は白内障の進行とともにガスこんろ等のガス火の青色が見えにくくなっています。また、炎は目に見えていない部分にも存在するため、目に見えている炎から離れていても衣服に着火する可能性があります。こんろの上へ腕を伸ばさないように、調理中に必要な調味料・調理器具等の配置を変える等にて炎に近づきすぎないように注意してください。使用後は、完全に消火したかどうかもしっかり確認するようにしましょう。



白内障（重度）体験ゴーグルを使用した炎の見え方の違い



目で見える炎



赤外線カメラ

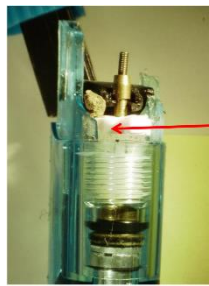
ガスこんろで加熱中の鍋を通常のカメラと赤外線カメラで見た様子

○使用後に火が完全に消火したことを確認する。(ご本人)

ライターの使用後、着火レバーから指を離しても火が完全に消えず、火が残る（残火）ことがあります。その状態でポケット等に入れてしまうと衣服等に着火する可能性があります。着火レバーとノズルネジの間にごみ・小石等の異物が挟まると残火の原因となるので取り除いてください。ふたのないタイプは特に異物が付着しやすいので、異物を挟み込んでいないか、残火がないか注意してください。



残火の再現



実際の事故品に挟まっていた異物



■NITE では 2024 年 9 月 10 日に注意喚起として『みんなで考えよう！高齢者の事故～溝・隙間・点火に注意 死亡事故も発生しています～』をプレスリリースしました。

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2024fy/prs240910.html>

■その他の情報も合わせてご参照ください。

(映像資料：リンク先で動画が視聴できますので是非ご覧下さい)

(1) 電動車いす「9.踏切事故 (ハンドル型)」

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/2018122001.html>

(2) 介護ベッド「3.サイドレールのすき間に首が挟まれる」

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/1283.html>

(3) ガスこんろ「7.着衣着火」

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/03120101.html>

(注意喚起ミニポスター)

(1) 高齢者の事故が発生しやすい状況 3 選

<https://www.nite.go.jp/data/000155356.pdf>

■事件事例は、「NITE SAFE-Lite」で「電動車いす」「介護ベッド」等をキーワードに検索していただけます。

<https://safe-lite.nite.go.jp/>

=====

2. 製品事故収集情報

=====

◆◆◇ 消費生活用製品の事故情報収集状況 ◇◆◆

(8月11日～8月24日 受付79件)

NITEに通知のあった事故情報から、件数の多い製品を掲載します。

=====

製品名	(事故状況と件数)
-----	-----------

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. エアコン | (火災等 8件) |
| 2. 電気玩具 (ロボット型) | (製品破損 5件) |
| 3. リチウムイオン電池内臓機器 | (火災等 3件) |
| 4. 電気掃除機 (自走式) | (火災等 3件) |
| 5. 太陽光発電器 (パワコン) | (火災等 3件) |
| 6. 扇風機、サーキュレーター | (火災等 3件) |
- =====

エアコンは当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した事故で室内機が4件、室外機が4件です。また電気玩具は全て使用中に焦げ臭の報告のあった同種の事故となります。

◇最新事故情報 (これまでの受付情報もご確認いただけます)

<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/information/index.html>

■事故情報の提供をお願いいたします。

事故の再発防止のため、有効に活用させていただきます。

<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/shushu/index.html>

=====

3. リコール情報

=====

◆クローバー株式会社 (法人番号：8120001012173)

「アイロン」 2024/07/17 (HP)

【詳細】 https://clover.co.jp/news/info_pwiron_20240717

◆Brompton Bicycle Limited (海外事業者)

「折りたたみ自転車」 2024/07/22 (HP)

【詳細】 <https://www.brompton.com/legal/t-line-recall>

(英語ページのため以下概要を記載します)

[商品名]Brompton T Line

[製造番号]2104190001～2406070001

[販売期間]2023年8月～2024年7月

[対象台数]351台

[リコールの内容]当該製品のステアークランプが緩み、ハンドルバーと自転車の前輪の位置がずれる事故が報告されたため。

[オンライン受付フォーム (24時間)]

<https://jp.brompton.com/support/contact-us/email>

◆市場株式会社 (法人番号：5140001076054)

「鏡」 2024/08/23 (HP)

【詳細】 <https://x.gd/UzGNS>

=====
4. その他の製品安全情報
=====

◆◆◇「電気用品安全法セミナー

～これから電気用品の輸入事業をはじめられる方向け～」のご案内◆◆◆

近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

近畿経済産業局では、これから電気用品の輸入事業をはじめられる方向けのセミナーを以下のとおり開催します。

このセミナーでは、電気用品安全法の概要、電気用品を輸入する事業者が遵守すべき義務を履行するにあたって実務上必要になる知識や入手すべき書類、届出で間違いの多い事項等について実例を交えながら説明します。

対象者：これから輸入事業をはじめられる方／輸入事業部門（部署）への新規着任者や配属されて間もない方／1から電気用品の輸入事業を勉強されたい方

【開催日時】

2024年10月8日（火） 14:00-15:10（受付13:40～）

【会場】

大阪合同庁舎 1 号館 第 2 別館 3 階 ミーティングルーム B (大阪府中央区大手前 1-5-44)

【参加費】

無料

【プログラム】

- ・ 輸入事業者が遵守すべき義務のポイント
- ・ 遵守すべき義務のよくある間違い等
- ・ 質疑

◆セミナーや申込方法等の詳しい情報につきましては下記ホームページよりご確認ください。

<https://www.kansai.meti.go.jp/3->

[3seihinanzen/denkiannzen/seminar/20140807PSEseminar/beginner_202408.html](https://www.kansai.meti.go.jp/3-3seihinanzen/denkiannzen/seminar/20140807PSEseminar/beginner_202408.html)

【お問い合わせ先】

近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

住所：〒540-8535 大阪府中央区大手前 1-5-44

電話番号：06-6966-6098

◆◆◆製品安全 4 法の一部改正についてのお知らせ◆◆◆

経済産業省 製品安全課

近年、インターネットを通じた取引規模は拡大しており、複数のオンラインショップが集まるオンラインモールを通じて、消費者が海外事業者から商品を直接購入するケースも増加しています。一方で、そうした海外事業者から購入した製品において、安全性が十分でないものによる事故が増加しています。このような背景を踏まえて、経済産業省では、本年 6 月に改正された消費生活用製品安全法（略称：消安法）などの製品安全 4 法に基づき、海外製品の安全性確保を目的に、海外事業者に対して、日本国内における責任者の選任を求めることなどを盛り込んだ新たな制度を 2025 年末までに開始する予定です。

改正内容の詳細は今後検討していくこととなりますが、以下に今回の改正のポイントを示します。

【1. 海外事業者が、新たな規制対象となることを明確化】

- ・ PS マーク対象製品を取り扱う海外事業者（オンラインモールやオークションサイトを使

って、日本国内の消費者と直接取引する海外にいる事業者。以下同じ)は、改正法により、事前の事業開始の届出(この届出にて、国内管理人の選任を含む)、技術基準への適合、製品へのPSマークの表示が求められます。

・また、PSマーク対象製品であるかどうかに関わらず、消費生活用製品を取り扱う海外事業者に対しては、仮に国内で当該製品による重大製品事故(死亡、重傷、火災等)が発生し、それを認知した日から10日以内に消費者庁に事故報告の届出を提出義務がかかります。

【2. オンラインモール事業者等に対する出品削除要請等の創設】

オンラインモール等において提供される消費生活用製品について、その製品によって日本国内の消費者に危険が及ぶおそれがあり、その製品の出品者がリコール等の必要な措置を講じないときは、規制当局からオンラインモール事業者等に対して、その製品の出品削除を要請できます。

【3. 玩具(低年齢層向けのもの)等の子供用の製品の流通に係る規制の創設】

・新たに低年齢層向けの玩具(積木、歯固め、ガラガラのようなもの)を規制の対象とすることを検討しており、今後規制対象となった場合、こうした製品を製造・輸入する事業者は技術基準への適合義務や表示義務(対象年齢、使用上の注意に関する表示)に対応しなければならず、日本で販売する事業者は必要なマークを確認する必要があります。

(下記URLからも関係情報を参照ください。英語、中国語での概要資料もあります)

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/shouan_ichibu_kaisei.html

◆◆◇ 明治大学リバティアカデミー2024年度秋期安全学講座 ◇◆◆

【オンライン】安全学各論【寄付講座】のご案内

■講座概要■

【開催日】2024年10月5日(土)～2024年11月30日(土)

隔週土曜日 13:30～15:00、15:30～17:00(90分×2) 全10回(5日間)

【会場】オンライン開催(Zoomによるリアルタイム配信型(見逃し配信サービス付き))

※第1回(10月5日)と第3回(11月2日)のみ、オンライン・対面形式のハイブリッド型にて実施いたします。ご自宅からのオンライン受講も、大学教室での対面受講もどちらも可能です。(会場:駿河台キャンパス)

【参加費】10,000円(税込)

【詳細】<https://academy.meiji.jp/course/detail/7194>

■講座趣旨■

製品安全、機械安全、労働安全、およびそれらの共通するヒューマンファクター等を話題にして、主にリスク（危険性の度合い）を事前に評価するリスクアセスメント、そしてリスクを低減するリスク低減方策などについて講義を行います。

製品やシステムを安全に設計する基本概念と労働安全衛生を含めた最近の世界的な動向を紹介する。それに引き続いて、技術的側面、人間的側面、制度・組織的側面を含んだ総合的な視点から、具体的な事例に基づいて、機械安全、システム安全、作業を中心とした労働安全、そしてヒューマンファクター等について各専門家がそれぞれ詳しく紹介します。

■講義概要 ■

- (1)2024/10/05 安全設計の基本概念と最近の動向
- (2)2024/10/19 製品の安全とリスクアセスメント
- (3)2024/11/02 ヒューマンファクターと産業安全行動分析
- (4)2024/11/16 SDGs とシステム安全
- (5)2024/11/30 生産現場における安全活動実践論

■講師紹介 ■

- (1) 向殿政男（ムカイドノ マサオ）明治大学名誉教授、明治大学顧問、（公財）鉄道総合技術研究所会長
- (2) 酒井 健一（サカイ ケンイチ）製品評価技術基盤機構
- (3) 北條 理恵子（ホウジョウ リエコ）長岡技術科学大学 准教授
- (4) 戸枝 毅（トエダ ツヨシ）明治大学リバティアカデミー講師、日本機械学会フェロー
- (5) 古澤 登（フルサワ ノボル）安全と人づくりサポート 代表

■特記事項 ■

※講座回数: 全 10 回 (5 日間)

※本講座はリアルタイム配信型(見逃し配信付き)となります。

◆◆◆ 「NITE SAFE-Lite」のご案内 ◆◆◆

NITE は、より安心・安全な社会になることを目指して、製品安全に関する情報を発信しており、NITE のウェブサイトで、製品事故の調査結果、リコール情報や誤使用に関する注意喚起などを提供しています。その中で、製品事故情報をどなたでも簡単にウェブ検索できるシステムとして、「NITE SAFE-Lite」というサービスを提供しています。

「NITE SAFE-Lite」は、サービス開始以来、多くの方にご活用いただいています。スマートフォンの小さな画面とタッチ操作に配慮したシンプルな操作性で、6 万件にも及ぶ製品事故情報を専門用語（例えば「異音」）でなく普段お使いの言葉（例えば「ガラガラ」）で検索できます。

「NITE SAFE-Lite」で製品事故を検索すると、同じ現象の事故だけではなく、よく似た事故情報も表示されます。これにより、様々な視点から事故となる危険性やその場合の被害状況などが「見える化」され、事故の未然防止につながります。

令和6年4月1日、「SAFE-Lite」は「事故情報検索データベース」と「リコールデータベース」を統合し、「NITE SAFE-Lite」となりました。

【NITE SAFE-Lite】

<https://safe-lite.nite.go.jp/>

◆◆◇ 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について ◇◆◆

消費者庁

消費者庁は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表しています。

8/30 19件

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_240830_01.pdf

9/3 16件

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_240903_01.pdf

9/6 27件

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_240906_01.pdf

9/10 17件

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_240910_01.pdf

◆◆◇ Instagram アカウントのご案内 ◇◆◆

NITEでは、公式アカウントを開設しています。

インスタグラムでも、シーズンに合わせて、皆様の生活の安全を守るためにどんどん発信していきますので、フォローやいいねをお待ちしております！

=====
編集後記
=====

9月に入り、暦上は秋のはずですが、残暑が厳しい日が続いていますね。体感どおりと言ったらなんですが、今年の夏は統計開始以降で最も暑かったそうです。「異常気象だった」とのことですが、暑さが苦手な私はこれが「通常気象」にならないことを祈るばかりです。。。

熱中症で救急搬送された人数も非常に多くなっており、半数以上がご高齢の方となっています。9月になっても気温が高い日は躊躇なくエアコンを使いましょう！9月16日は敬老の日です。引き続き、熱中症にならないようご自身で気を付けてもらうとともに、周りの方々も気にかけるようにして熱中症を防ぎましょう。そして、今回取り上げた「高齢者の生活環境に潜む危険」についてもこの機会と一緒に考えてもらえると嬉しいです！

=====

P S マガジン配信先の紹介等 P S マガジンの普及にご協力をお願い致します。また、社内報や広報誌、回覧板などへの掲載も歓迎致します。

P S マガジンに関するお問い合わせ、「その他の製品安全情報」欄へ掲載のご希望などがありましたら、以下のメールアドレスまでご連絡ください。(ps●nite.go.jp) (●を@に変えて送信してください)

配信登録や解除、配信メールアドレスの変更は、下記HPからお願い致します。(P S マガジンのバックナンバーも掲載しています)

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/index.html>

【編集・発行】 独立行政法人 製品評価技術基盤機構
製品安全センター 製品安全広報課
(法人番号 9011005001123)

<https://www.nite.go.jp/jiko/index.html>